建設工事の契約における最低制限価格の算定方法等に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、予定価格が 130 万円を超える建設工事の契約につき一般競争入札又は指名競争入札に付する場合における、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第２項（同令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）の最低制限価格の算定方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（最低制限価格の算定方法）

第２条　最低制限価格は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に 100 分の 90 を乗じて得た額を超える場合にあっては当該 100 分の 90 を乗じて得た額とし、その額が予定価格に 100 分の 70 を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該 100 分の 70 を乗じて得た額とする。

（１）　直接工事費の額に 100 分の 95 を乗じて得た額

（２）　共通仮設費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額

（３）　現場管理費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額

（４）　一般管理費の額に 100 分の 55 を乗じて得た額

（最低制限価格を設定した旨の周知）

第３条　最低制限価格を設定した旨は、これを周知するものとする。

（補則）

第４条　この要綱に定めるもののほか、最低制限価格の算定方法等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 28 年４月１日から施行する。